

公 示

(R4 荒川下流ミズベ・グリーンコミュニティ啓発活動補助業務)

次のとおり公示します。

令和4年4月11日

国土交通省

関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 早川 潤

1. 公示の概要等

(1) 公示の目的

河川法第99条に基づき、R4 荒川下流ミズベ・グリーンコミュニティ啓発活動補助業務の委託に関し、実施団体等を選定することを目的とする。

(2) 委託の内容

本業務は、ミズベ・グリーンコミュニティ（活動団体＝市民団体、企業、学校等）の連携構築を目的にミズベ・グリーンコミュニティの活動状況を荒川知水資料館から情報発信（ホームページ掲載及び館内掲示、意見交換の場）を行うものとする。

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和5年3月22日まで

(4) 本委託業務の受託を希望する団体等は、資格要件を満たすことを証明する申請資料（以下、「申請資料」という。）を提出すること。

(5) 提出された申請資料をもとに資格審査を行い、委託先を選定するものとする。

(6) 資格要件を満たす団体等が複数有る場合は、委託内容を分割して委託するものとする。

(7) 委託業務契約については、(5)の選定の後、委託者、受託者で協議を行い、契約を締結するものとする。

2. 資格要件

委託の対象となる団体等は、以下に掲げる資格要件を満たすものとする。

- (1) 荒川下流河川事務所管内を活動区間として指定された河川協力団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。
- (2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。詳細は、説明書による。
- (3) 荒川下流河川事務所管理区間における広報（周知啓発活動等）又は同区間の河川利用に関連する資料の収集を行った実績があること。
- (4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 申請資料の提出期限の日から資格の確認結果通知の日までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 本委託に関する手続等

(1) 担当部局

〒115-0042 東京都北区志茂5-41-1

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 地域連携課

TEL 03-3902-8745

FAX 03-3902-3670

電子メール mizuta-y8310@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：令和4年4月11日（月）から令和4年4月22日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。
- ②交付場所：〒115-0042 東京都北区志茂5-41-1
国土交通省 関東地方整備局
荒川下流河川事務所 地域連携課
- ③交付方法：上記②の交付場所で交付する。交付を希望する者には、郵送

（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙交付を行う。郵送を希望する者は、上記（１）に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合には、電子メールにより電子データを交付するので、上記（１）に電子メールにて依頼を行うこと。

（３）申請資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和４年４月１１日（月）から令和４年４月２２日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時１５分から１８時００分まで

②提出先：上記３．（１）に同じ。

③提出方法：持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内に必着。）により提出すること。

４．その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）詳細は、「説明書」による。